

# ■ 掛川市空き家除却事業費補助金 ～申請の流れ～

## 1 事前相談（掛川市）

まずは御相談ください！

市役所本庁3階 東側

都市政策課 建築・空き家対策係

☎0537-21-1152

## 2 確認内容（掛川市）

※ 解体業者と解体工事請負契約等を締結する前に相談

- 活用や除却、解体後の土地の処分で悩んでいませんか？
- 事業（除却）着手前ですか？
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等ですか？
- 耐震補強など他の補助金を受けていませんか？
- 耐震診断の結果、評点1.0以下ですか？

未実施の場合は、自己診断の方法を御案内します。

※ 冊子『誰でもできるわが家の耐震診断』による自己診断

## 3 活用相談

（NPO法人かけがわランド・バンク）

空き家の活用等で迷っている場合は、**かけがわランド・バンク**を御案内します。

☎0537-64-3121

無料査定を行います。

売却・賃貸が可能

解体が必要

## 3 補助金交付申請（掛川市）

書類は全て1部

※ 解体業者と解体工事請負契約等を締結する前に相談

### 必要書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し
  - ・ 建築確認通知書
  - ・ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
  - ・ 建物登記簿謄本
  - ・ その他必要と認めるもの
- ⑤ 耐震診断の結果
  - ・ わが家の専門家診断 又は 『誰でもできるわが家の耐震診断』
- ⑥ 所有者等を確認できる下記のいずれかの書類の写し
  - ・ 建物・土地登記簿謄本
  - ・ 建物が登記されていない場合は、名寄せ台帳又は固定資産税の評価証明書又は、遺産分割協議書等
  - ・ その他、所有が確認できる書類
- ⑦ 付近見取図
- ⑧ 解体費用の見積書の写し ※補助対象となる住宅だけの見積が必要
- ⑨ 除却工事前の写真（敷地全体、空き家外観、空き家内部）

※ 郵送不可（遠方の方は都市政策課までお問合せください。）

【次ページへ続く】

【補助金交付決定通知を交付】 交付されてから解体業者と契約し着手すること。

#### 4 変更承認申請・中止届（該当しなければ手続き不要）（掛川市）

##### 補助金変更承認申請書（必要書類）

※ 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認が必要です。変更がある場合には担当までお問合せください。

- ① 変更承認申請書（様式第4号）
- ③ 変更したことが分かる書類

##### 中止届（必要書類）

- ① 除却事業廃止(中止)届

#### 5 完了報告 & 請求（掛川市）

※ 完了から30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに提出

##### 完了報告（必要書類）

- ① 完了報告書（様式第6号）
- ② 領収書等の写し
- ③ 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し（10㎡以上の建築物が届出対象）
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（80㎡以上の建築物が届出対象）
- ⑤ 除却工事後の写真（敷地全体がわかるもの）

⑤、⑥の書類は解体業者から役所へ届け出る書類です。届け出た書類のコピーを解体業者からもらってください。

##### 請求（必要書類）

※ お支払いの手続きは完了報告の書類審査完了後【補助金確定通知書の交付後】ですが、日付未記入の請求書をお預かりします。

- ① 請求書（様式第6号）
- ② 通帳の写し（又は窓口で通帳の原本確認）

【補助金交付確定通知を交付】

交付日以降に支払手続きを始めます（支払いまで1ヶ月程度お時間をいただきます。）。

- ・ NPO法人かけがわランド・バンクは掛川市と『空き家対策に関する協定』を平成30年に締結しました。
- ・ 掛川市空家等対策計画（特定空家等ゼロのまち）においてタスクフォース（専門家集団）の役割を担っています。
- ・ 地元の一級建築士、宅地建物取引士、司法書士等が所属しており、行政だけでは解決が困難な空き家等の課題解決にあたっています。



問合せ先 : 掛川市役所 都市政策課 建築・空き家対策係  
電話番号 : 0537-21-1152